



監督署の窓

労働時間を見直しましょう

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）の施行により労働安全衛生法が改正されました。今年の4月1日より、管理監督者も含めた全ての労働者に対する労働時間の客観的な把握が義務付けられています。

「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」が策定されており、使用者は、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録することを求められています。労働時間の原則的な把握方法は、「使用者が、自ら現認することにより確認すること」「タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録すること」とされています。

従来は、法律により労働者の労働時間把握を直接義務付けているものではなかつたた

An illustration showing a woman in a pink top holding a small white electronic device with a screen and buttons. A man with glasses and a dark jacket is looking at the device with a speech bubble containing the Japanese phrase "おつかれさま".

2、法律に基づく労働時間の把握

め、同ガイドラインにより使用者に労働時間の把握を求めていたもので

の労働時間の状況を把握しなければなりません。

3、面接指導の実施について

4、まとめ
長時間労働を抑制するためには、会社は、労働者の労働時間の実態を把握していることが前提となります。現状を理解してこそ、問題点を洗い出し、改善に向けた取り組みができるのです。

時間外・休日労働が月80時間超の労働者が事業者に面接指導の申出をした場合、産業医等による面接指導を実施しなければなりません。従来は月100時間超という要件でしたが、今回の改正で月80時間超に対象が拡大されました。事業者は産業医等の意見を勘案し、必要があると認めるときは、労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作

——般労働者の長時間労働の抑制に向けた取り組みをすることはもちろんですが、その分、管理監督者が長時間労働になるのでは、何の解決にもなりません。管理監督者も含めた全ての労働者の労働時間を把握することにより、会社の実情を客観的に分析してください。

その上で、労働者の立場に立った職場環境の改善・整備を進めることにより、人材が定着する魅力ある職場づくりに取り組んでいたくようお願いします。

「労働時間の適正な把握のために使用者が講すべき措置に関するガイドライン」で検査

で検索

管理監督者や裁量労働制の適用者も含めた全ての労働者

1 労働時間の把握
1. 労働基準法に、労働時間、
休日、深夜業等についての規定が設けられていることから使用者には、労働時間を正確に把握する責務があります。

パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録することとされています。

業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講じなければなりません。